

# セーフティトレーニング参加誓約書

**(主催者：)** ) セーフティトレーニングに参加する方は、そのフライトの全てを自己の責任において行うことを誓約してください。

**(主催者：)** ) セーフティトレーニングに参加するにあたり、このセーフティトレーニング参加誓約書をよく読み、ご理解の上セーフティトレーニングに参加してください。

**また、参加を希望する方はこのセーフティトレーニング参加誓約書を必ずご家族の方にも読んでいただき、セーフティトレーニングがどのように行なわれるものか、理解してもらうことが参加承諾の条件となります。**

1. パラグライダーは自然の中で行なわれるスポーツであり、セーフティトレーニングも自然環境の中で行なわれています。  
自然は千変万化するものであり、環境は常に変化しています。そのことを理解した上で、全てのフライトは個人の責任において行われること。
2. フライト実技は必ず正しい理解のもとに実施されなければなりません。参加者自身がフライト実技を行うか否かを判断すること。
  - ① フライト実技を開始するか否かは、参加者自身で決定すること。
  - ② 自分の技量と知識に見合った判断をすること。
3. 参加者は、自己の判断と責任においてフライトに臨むこと。
4. フライト実技を行うことは、参加者の判断で行ないます。参加者の義務ではありません。
5. 参加者は、事前に装備を点検し全て安全であることを確認しなければならない。
  - ① 技量に合ったパラグライダーであること。
  - ② 適切な装備重量であること。
  - ③ ブレークコードの調整が適切であること。
  - ④ アクセレーター調整が適切であること。
  - ⑤ ハーネスの調整が適切であること。
  - ⑥ レスキューパラシュートリガーによって 150 日以内にリパックされたレスキューパラシュートが装備されていること。製造から 10 年を経過したものを使用していないこと。
  - ⑦ 貸し出された救命胴衣などの装備品が正しく使用できる状態であること。

6. 主催者は、参加者がセーフティトレーニングを受講するにあたり、十分な技量と知識をもっており、その者が『自己の判断と責任において飛行すること』を充分理解し、また誓約していることを前提として、セーフティトレーニングを開催します。
7. 主催者が貸し出したものを破損、紛失した場合、過失の有無に関わらず、実費弁償しなければなりません。これには救命胴衣の取替ボンベも含まれます。
8. 参加者は、トーイング中に船舶または装備品のトラブルがなどによって、トーイングが予期せず中断となった場合、自らの判断で対処すること。トーイングはすべてパイロットの同意のもとで行われます。パイロットは事前にトーイングの危険性を理解したうえでフライトすること。

---

**私、**\_\_\_\_\_は、上記の誓約書に記載された内容を充分理解し、自己の判断と責任でセーフティトレーニングに参加することを誓います。

また、上記の内容を同居の家族、配偶者、または、両親に提示し、理解してもらったことをここに誓います。よって、セーフティトレーニング期間中に生じた事故、損害などに対しては、その責任の全ては自分にあり、私、並びに私の関係者、関係団体は一切セーフティトレーニング主催者に対して責任の追及をいたしません。

同じく私は、セーフティトレーニング期間中、撮影、録音、録画など私がおの対象になった場合でも、一切の肖像権の主張はいたしません。

同じく私は、セーフティトレーニング期間中にあつては、主催者側の意見意思を尊重し、セーフティトレーニングが速やかに進行するように協力いたします。

**誓約者 自署** \_\_\_\_\_ **印**      **年**    **月**    **日**

---

未成年の方の場合には、保護者の同意書が必要となります。

**保護者自署** \_\_\_\_\_ **印**

**保護者住所** \_\_\_\_\_ **TEL** \_\_\_\_\_